

政治資金規正法第12条第1項および同法第17条第1項の規定により政治団体の会計責任者から提出のあった平成21年分政治資金収支報告書について、同法第20条第1項の規定によりその要旨を公表します。

なお、今回の公表に係る収支報告書は、平成21年の収入、支出等を記載したものです。

## 1 収支報告書の提出状況

平成21年分の届出団体（収支報告書の提出義務がある政治団体）は、政党が120団体、その他の政治団体が682団体の合計802団体で、前年に比べ9団体、1.1%減少しました。

また、平成21年分の政治資金収支報告書を提出した政治団体数は、政党が118団体、その他の政治団体が664団体の合計782団体で、前年に比べ20団体、2.5%減少しました。〔第1表〕

なお、提出率は前年より1.4ポイント下回り、97.5%でした。

第1表 収支報告書の提出状況

区 分	届 出 団 体 数				提 出 団 体 数				提 出 率	
	20年	21年	増減数	増減率	20年	21年	増減数	増減率	20年	21年
政 党	123	120	-3	-2.4%	123	118	-5	-4.1%	100.0%	98.3%
その他の政治団体	688	682	-6	-0.9%	679	664	-15	-2.2%	98.7%	97.4%
計	811	802	-9	-1.1%	802	782	-20	-2.5%	98.9%	97.5%